

## 教育委員会の概要



## 教育長及び教育委員



教育長 安間 英潮  
(やすま ひでしお)



委員 柴田彩千子  
(しばた さちこ)



委員 笠原 麻里  
(かさはら まり)



委員 伊東 哲  
(いとう さとる)



委員 川島 弘嗣  
(かわしま ひろつぐ)

職 名	氏 名	現 任 期
教 育 長	安 間 英 潮	平成 30 年 (2018 年) 4 月 1 日～ 令和 3 年 (2021 年) 3 月 31 日
委 員 (教育長職務代理者)	柴 田 彩 千 子	平成 28 年 (2016 年) 10 月 1 日～ 令和 2 年 (2020 年) 9 月 30 日
委 員	笠 原 麻 里	平成 29 年 (2017 年) 10 月 1 日～ 令和 3 年 (2021 年) 9 月 30 日
委 員	伊 東 哲	平成 30 年 (2018 年) 10 月 1 日～ 令和 4 年 (2022 年) 9 月 30 日
委 員	川 島 弘 嗣	令和 元年 (2019 年) 10 月 1 日～ 令和 5 年 (2023 年) 9 月 30 日

歴代教育委員  
(教育長は別掲)

令和2年(2020年)6月1日現在

氏名	就任年月日	退任年月日
坂本 團 蔵	昭和 25.11.10	昭和 31. 9.30
今井 亮 夫	25.11.10	31. 9.30
助川 捨次郎	25.11.10	27.10. 4
	27.10. 5	31. 9.30
安嶋 嘉彦	25.11.10	27.10. 4
◎小峰 實	25.11.27	26. 4.29
	26. 5.28	28. 6.22
小野 長 一	27.10. 5	31. 9.30
◎岡 沢 吉 夫	28. 7.20	30. 4.29
◎田 辺 留次郎	30. 5.25	31. 9.30
井上 繁 市	30. 4. 1	31. 9.30
小方 吟 司	30. 4. 1	31. 9.30
清水 泰 明	30. 4. 1	31. 9.30
高橋 文 吉	30. 4. 1	31. 9.30
村内 登久一	30. 4. 1	31. 9.30
磯間 林 蔵	30. 4. 1	31. 9.30
富田 護	31.10. 1	32. 9. 9
尾崎 知 三	31.10. 1	32. 5. 9
河西 重 蔵	31.10. 1	34. 9.30
佐藤 文 男	31.10. 1	35. 9.30
	35.10. 1	39. 9.30
小澤 勇 貫	32.10. 1	33. 9.30
	33.10. 1	35. 9.13
井上 郷太郎	32.10. 1	35. 9.13
渡井 重 源	34.10. 1	35.12.17
池田 三田男	35.10. 1	36. 9.30
	36.10. 1	40. 9.30
小峰 實	35.10. 1	37. 9.30
	37.10. 1	41. 9.30
	41.10. 1	45. 9.30
	45.10. 1	49. 9.30

氏名	就任年月日	退任年月日
小峰 實	昭和 49.10. 1	昭和 53. 9.30
	53.10. 1	57. 9.30
木住野 哲 男	35.12.20	38. 9.30
	38.10. 1	42. 9.30
	42.10. 1	46. 9.30
堀部 慶 治	39.10. 1	43. 9.30
	43.10. 1	45. 2.28
黒沢 敬 子	40.10. 1	44. 9.30
依田 忠 定	44.10. 1	48. 9.30
	48.10. 1	52. 9.30
	52.10. 1	56. 9.30
福原 誠 一	45. 3.25	47. 9.30
	47.10. 1	51. 9.30
	51.10. 1	55. 9.30
	55.10. 1	59. 9.30
今井 信 子	46.10. 1	50. 9.30
	50.10. 1	54. 9.30
	54.10. 1	58. 9.30
大塚 正 之	58.10. 1	62. 9.30
	56.10. 1	60. 9.30
金岡 秀 友	57.10. 1	61. 9.30
	61.10. 1	2. 9.30
	2.10. 1	6. 9.30
出構 熙	59.10. 1	63. 9.30
	63.10. 1	4. 9.30
	4.10. 1	8. 9.30
	8.10. 1	12. 9.30
渡邊 福 治	60.10. 1	63.10.11
村内 歌 子	62.10. 1	3. 9.30
	3.10. 1	7. 9.30
	7.10. 1	11. 9.30

氏 名	就任年月日	退任年月日
田 中 俊 夫	昭和 63. 12. 13	平成 元. 9. 30
	平成 元. 10. 1	5. 9. 30
	5. 10. 1	9. 9. 30
岡 崎 邦 吉	6. 10. 1	10. 9. 30
	10. 10. 1	14. 9. 30
立 石 壽 意	9. 10. 1	13. 6. 14
中 橋 美智子	11. 10. 1	15. 9. 30
鳥 羽 洋	12. 10. 1	15. 3. 31
名 取 龍 藏	13. 10. 1	17. 9. 30
小田原 榮	14. 10. 1	18. 9. 30
	18. 10. 1	22. 9. 30
	22. 10. 1	26. 9. 30
	26. 10. 1	27. 3. 31
細 野 助 博	15. 10. 1	16. 9. 30
	16. 10. 1	20. 9. 30
齋 藤 健 児 <sup>(公)</sup>	15. 10. 1	19. 9. 30
川 上 剋 美	17. 10. 1	21. 9. 30
	21. 10. 1	25. 9. 30
水 崎 知 代 <sup>(公)</sup>	19. 10. 1	23. 9. 30
和 田 孝	20. 10. 1	24. 9. 30
	24. 10. 1	28. 9. 30
金 山 滋 美 <sup>(公)</sup>	23. 10. 1	27. 9. 30
星 山 麻 木	25. 10. 1	29. 9. 30
輿 水 かおり	27. 4. 1	28. 12. 31
大 橋 明	29. 4. 1	30. 9. 30
村 松 直 和	27. 10. 1	令和 元. 9. 30
柴 田 彩千子	28. 10. 1	
笠 原 麻 里	29. 10. 1	
伊 東 哲	30. 10. 1	
川 島 弘 嗣	令和 元. 10. 1	

※ 昭和 31 年 9 月 30 日までは公選制、昭和 31 年 10 月 1 日以降は任命制による委員

※ 公選制による委員のうち◎は議会選出委員

※ 氏名右上に“(公)”とあるのは、市民公募の結果任命された委員

## 歴代委員長

令和2年(2020年)6月1日現在

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
助川 捨次郎	昭和 25.12. 1	昭和 26.11.30	
小峰 實	26.12. 1	27.11.30	
坂本 團藏	27.12. 1	28.11.30	
今井 亮夫	28.12. 1	29.11.30	
岡沢 吉夫	29.12. 1	30. 4.29	
小野 長一	30. 5.27	30.11.30	
田辺 留次郎	30.12. 1	31. 9.30	
尾崎 知三	31.10. 1	32. 5. 9	
河西 重藏	32. 5.30	34. 9.30	
佐藤 文男	34.10.17	35. 9.30	
渡井 重源	35.10. 8	35.12.17	
佐藤 文男	36. 1.28	37. 2.26	
池田 三田男	37. 2.27	38. 2.26	
小峰 實	38. 2.28	57. 9.30	
福原 誠一	57.10.28	59. 9.30	
今井 信子	59.10. 1	61. 9.30	
金岡 秀友	61.10. 1	平成 2. 9.30	
出構 熙	平成 2.10. 1	12. 9.30	
岡崎 邦吉	12.10. 1	14. 9.30	
中橋 美智子	14.10. 1	15. 9.30	
名取 龍藏	15.10. 1	17. 9.30	
小田原 榮	17.10. 3	27. 3.31	27.3.31をもって委員長職を廃止

## 歴代教育長

※ (昭和48. 1.10～昭和48. 3.15 長澤教育次長が教育長の職務を代理)  
(平成24. 3. 1～平成24. 3.31 坂倉学校教育部長が教育長の職務を代理)

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
稲森 禎藏	昭和 25.12. 1	昭和 26. 3.31	
後藤 国道	26. 4. 1	30. 9.30	
深松 留男	30.10. 1	30.10. 9	助役兼任
	30.11.25	31. 5.15	
野口 彰	30.10.10	30.11.24	死亡による退任
	31. 5.16	31. 9.30	
	31.10. 1	35. 9.30	
佐藤 慶雄	35.10. 1	39. 9.30	
	39.10. 1	43. 9.30	
後藤 聰一	43.10. 1	47. 9.30	
	47.10. 1	48. 1. 9	
	48. 3.16	51. 9.30	
師岡 春治	51.10. 1	55. 9.30	
	55.10. 1	59. 9.30	
瀬沼 満	59.10. 1	63. 3.31	
西志村 光治	63. 4. 1	63. 9.30	
	63.10. 1	平成 4. 9.30	
田中 博	平成 4.10. 1	8. 9.30	
	8.10. 1	12. 9.30	

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日	備 考
成 田 一 代	平成 12. 10. 1	平成 16. 9. 30	
石 川 和 昭	16. 10. 1	20. 9. 30	
	20. 10. 1	24. 2. 29	
坂 倉 仁	24. 4. 1	24. 9. 30	
	24. 10. 1	27. 3. 31	
	27. 4. 1	28. 3. 31	
安 間 英 潮	28. 4. 1	30. 3. 31	
	30. 4. 1		

## 教育委員会の沿革

年 月 日	事 項	年 月 日	事 項
昭和23. 7. 1	教育委員会法 公布	31. 9.25	事務局機構 (1室3課1所8係) 庶務課を教育長室に統合、庶務係、調査係を置く
25. 6.28	「八王子市教育委員会」設置を臨時市議会にて可決		管理課を新設、管理係、施設係を置く 指導課を廃止し教育研究所に統合
25.11.10	第一回教育委員選挙 (公選)		地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行
25.12. 1	八王子市教育委員会発足 八王子市教育委員会事務局設置規則制定 教育委員会所管学校等 小学校 9 分校 1 中学校 6 高等学校 2 図書館 1	31.10. 1	任命制による教育委員会発足
25.12. 6	教育委員会事務局機構議決 (2室3課7係) 教育長室 管理課－庶務係、調査係、管理係 学務課－職員係、学務係 社会教育課－社会教育係、社会体育係 指導室	31.12.26	八王子市教育委員会会議規則制定 八王子市教育委員会傍聴人規則制定 八王子市教育委員会教育長に対する事務委任規則制定
25.12.25	八王子市教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例制定 八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例制定 八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例制定	32. 6.	教育研究所天神町に移転
26. 3.30	八王子市教育委員会表彰規程制定	32. 8.31	市費支弁による八王子市立学校事務職員等に関する規則制定
26. 6.	教育研究所を教育委員会事務局内に設置	33. 6.26	事務局機構 (1室3課1所8係) 社会教育課に指導係を新設 同課社会教育係に同課社会体育係を統合
26.10.31	八王子市公立学校非常勤職員規則制定	34. 4. 1	浅川町八王子市に合併 教育委員会事務局浅川分室設置 合併により小学校 1、分校 2、中学校 1校編入
27. 4. 1	事務局機構 (1室4課8係) 管理課を庶務課に改称 指導室を指導課に改称、指導係を新設	34.10. 1	教育相談室を教育研究所に設置
27.10. 5	第二回教育委員選挙 (公選)	35. 3.31	八王子市奨学資金支給条例制定
29. 4. 1	八王子市社会教育委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例制定 社会教育委員設置 市立富士森高等学校を東京都に移管	35. 5.30	八王子市立学校の管理運営に関する規則制定
29. 4.19	青年学級開設に関する規則制定	37. 3.28	八王子市体育指導委員に関する規則制定
29. 6. 3	学校給食法 公布	37. 3.	完全給食が小学校全校で実施となる
30. 1.	市立図書館東京都に移管	37. 4. 1	市立中央高等学校を東京都に移管
30. 4. 1	六ヶ村八王子市に合併 横山・元八王子・恩方・川口・加住・由井村 八王子市教育委員会事務局分室設置等に関する規則制定 教育委員会事務局分室設置 横山・元八王子・恩方・川口・加住・由井分室 合併により小学校 13、分校 4、中学校 6校編入	37. 6.25	八王子市公民館条例制定
30. 6.	教育研究所大和田町に移転	37.10. 1	八王子市公民館条例施行規則制定 八王子市公民館処務規則制定 八王子市公民館開館
30. 7. 7	八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例制定 八王子市文化財専門委員設置	38. 6. 1	陵南会館開館 (旧御陵駅改造)
31. 7. 1	八王子市青少年問題協議会条例制定	39. 3.31	八王子市立学校設置条例制定 八王子市陵南会館条例制定
31. 8.24	八王子市青少年問題協議会条例施行規則制定	39. 4.23	事務局機構 (1室3課1所9係) 社会教育課に青少年対策係を新設
		39. 7.23	八王子市陵南会館条例施行規則制定
		39. 8. 1	由木村八王子市に合併 教育委員会事務局由木分室設置 合併により小学校 3、中学校 1校編入 由木会館開館 (旧由木村公民館)
		40. 3.30	八王子市青少年委員に関する規則制定
		40. 4. 1	八王子市青少年委員設置 八王子市北八王子体育館条例制定
		40. 5.27	八王子市北八王子体育館条例施行規則制定
		40. 5.31	北八王子体育館設置
		40. 6.26	事務局機構 (4課1所10係) 教育長室を庶務課に改称 学務課に保健係を新設
		41. 6.30	八王子市青年学級開設



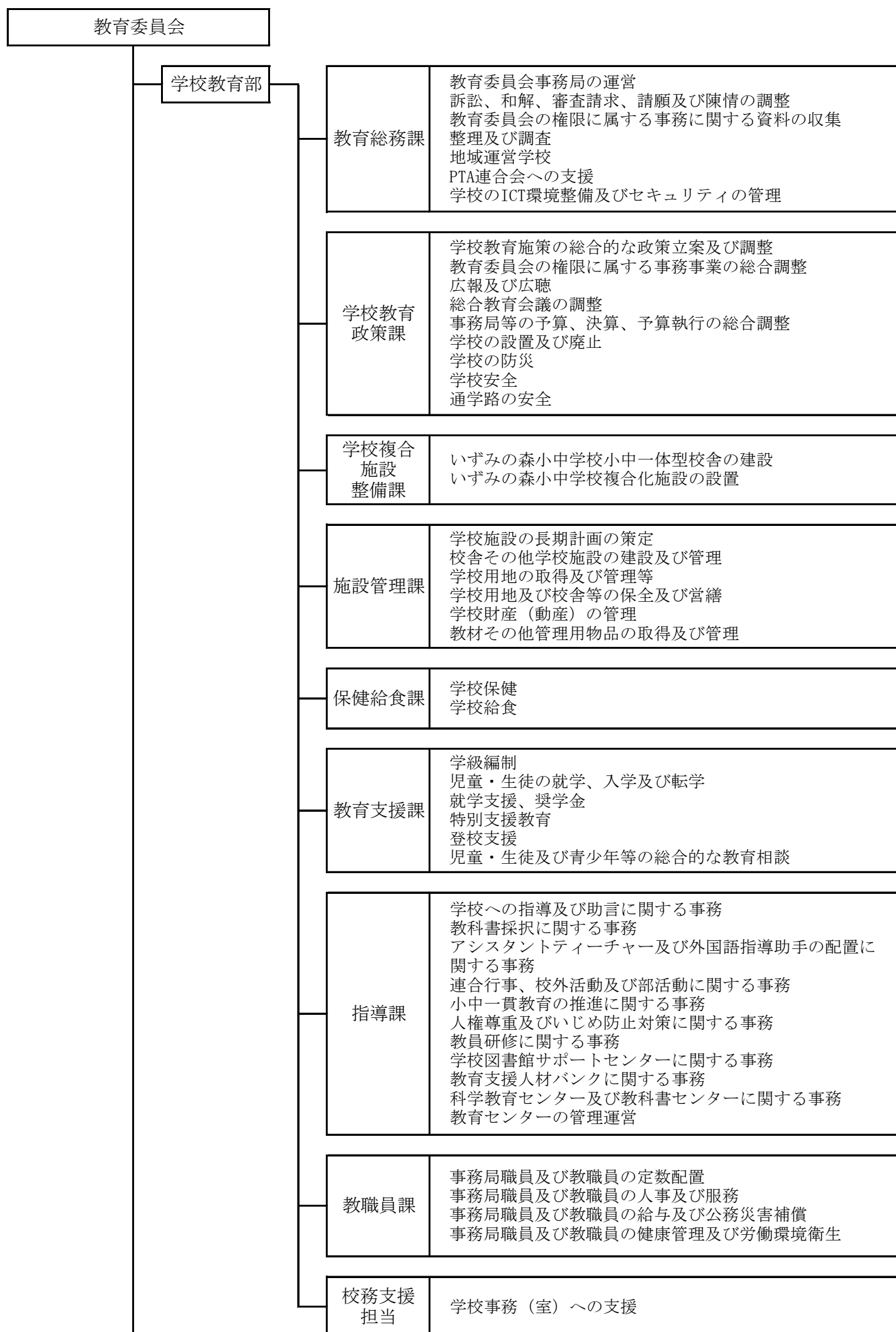
年月日	事項	年月日	事項
42. 4. 1	八王子市郷土資料館条例制定 八王子市郷土資料館条例施行規則制定 八王子市郷土資料館運営協議会規則制定 八王子市郷土資料館処務規則制定 八王子市郷土資料館開館	50. 6. 2	管理課管理係を学務課管理係に、管理課施設係を施設課施設第一係、施設第二係に、学務課職員係を教職員課給与係に改組、又教職員課に人事係を新設 教育委員会事務局北野分室設置 教育委員会事務局石川分室設置
42. 4. 10	八王子市婦人センター条例制定	51. 3. 31	八王子市姫木平少年自然の家条例制定
42. 5. 1	八王子市教育委員会公告式規則制定 教育委員会事務局教育次長制設置 八王子市教育委員会事務局処務規則制定	51. 4. 1	八王子市姫木平少年自然の家条例施行規則制定
42. 6. 1	八王子市婦人センター条例施行規則制定 八王子市婦人センター運営委員会規則制定 八王子市婦人センター処務規則制定	51. 7. 1	姫木平少年自然の家開設
42. 6. 10	八王子市婦人センター開館	52. 3. 15	八王子市文化財保護条例改正
42. 6. 16	八王子市教育委員会公印規則制定	52. 4. 1	八王子市文化財保護条例施行規則改正
42. 7. 1	八王子市滝ガ原運動場条例制定 八王子市滝ガ原運動場設置	52. 7. 1	八王子市奨学審議会規則制定
42. 8. 5	八王子市滝ガ原運動場条例施行規則制定	52. 7. 1	八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例を廃止
43. 7. 13	事務局機構（5課1所12係） 学務課保健係及び社会教育課社会教育係から体育課を新設一体育係、保健係、給食係を置く 社会教育課青少年対策係を青少年係と改称	53. 4. 1	八王子市立学校の通学区域に関する規則制定
44. 4. 1	在宅心身障害児家庭巡回教育開始	53. 6. 5	教育委員会事務局館分室設置
44. 7. 14	東浅川交通公園開園	53. 10. 1	市立学校の管理運営に関する主任制度発足
45. 9. 1	八王子市奨学資金支給条例施行規則制定	56. 5. 23	北八王子体育館公用廃止
45. 9. 14	八王子市教育委員会教育長事務決裁規程制定	56. 6. 1	八王子市青少年育成指導員に関する規則制定
45. 9. 30	八王子市中田遺跡条例制定 八王子市中田遺跡条例施行規則制定 中田遺跡公園設置（市史跡） 由木会館公用廃止	56. 7. 1	八王子市北八王子体育館条例、同施行規則廃止
47. 4. 1	八王子市教育委員会職員の職名に関する規則制定 八王子市社会教育指導員に関する規則制定 八王子市社会教育指導員設置 八王子市白樺青少年の家条例制定	56. 8. 1	事務局機構（2部7課1所1館18係） 次長制度を廃止し、学校教育、社会教育の2部を設置 学校教育部 庶務課一庶務係、調査係 施設課一事業係、用地係、営繕係 施設第一係を事業係、営繕係に、施設第二係を用地係に改組
47. 6. 1	八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市白樺青少年の家設置		学務課一庶務係、学事係、心身障害教育係、契約管理係 学務係を庶務係、学事係、心身障害教育係に、管理係を契約管理係に改組 教職員課一人事係、給与係 保健給食課一保健係、給食係 体育課保健係、給食係から改組 保健給食課新設
48. 6. 1	教職員相談室開設		教育研究所
48. 11. 5	市立移動図書館車運行開始		社会教育部 社会教育課一社会教育係、青少年係、文化財係
49. 9. 20	八王子市民体育館条例制定		社会教育係を社会教育係と文化財係に改組、指導係廃止
49. 9. 30	八王子市民体育館条例施行規則制定 八王子市民体育館運営協議会規則制定 八王子市民体育館処務規則制定 八王子市教育センター条例制定 八王子市教育センター条例施行規則制定 八王子市教育センター処務規則制定		体育課一体育係、施設係 施設係新設
49. 10. 12	八王子市民体育館開館		図書館
49. 11. 12	八王子市教育センター開館	59. 4. 1	東浅川交通公園を環境部交通安全課に移管
50. 1. 11	事務局機構（6課1所14係） 管理課、学務課を施設課、学務課、教職員課に改組	59. 12. 28	八王子市中央図書館条例制定 八王子市中央図書館条例施行規則制定 八王子市中央図書館協議会条例制定

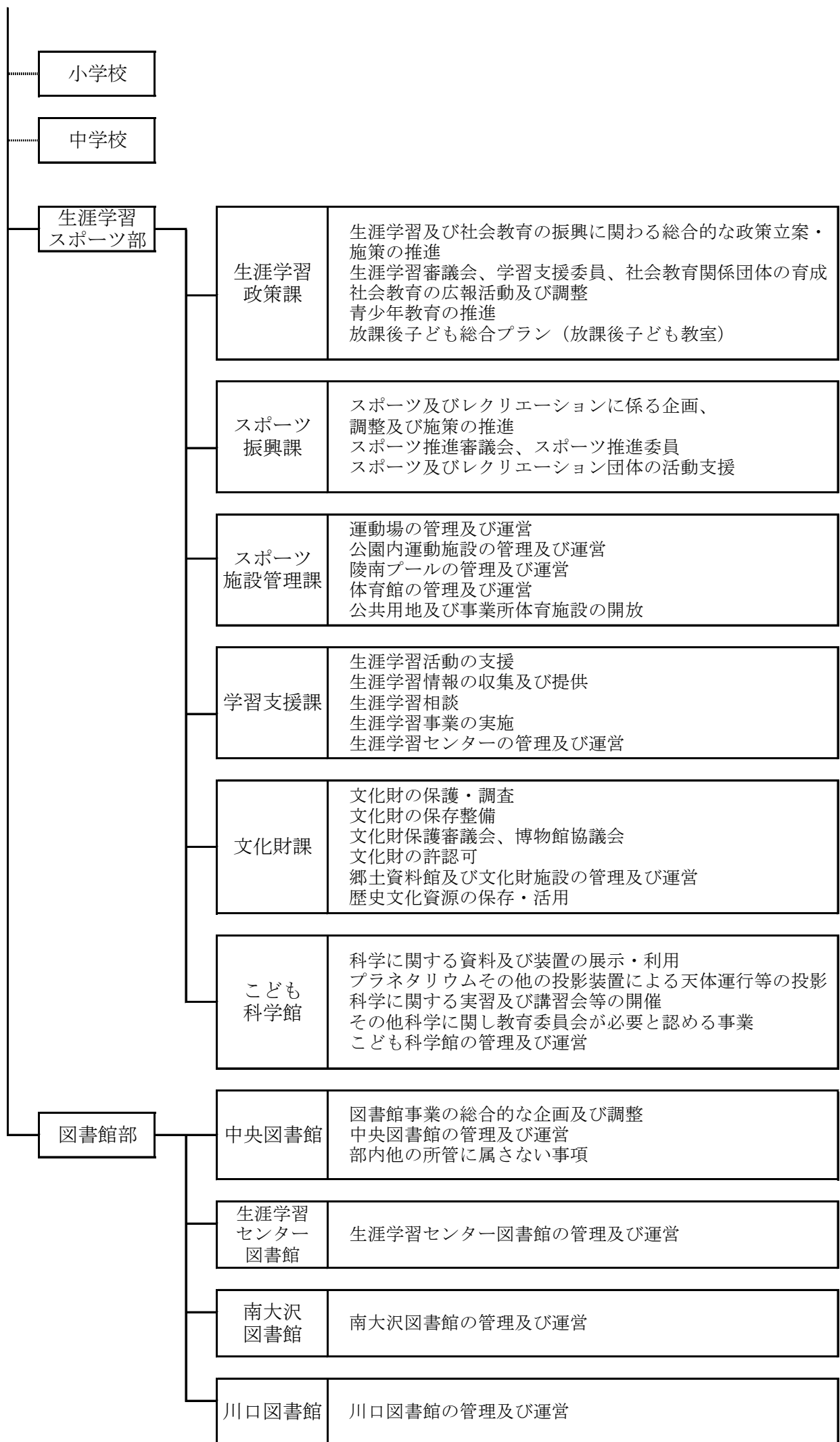
年月日	事項	年月日	事項
60. 1. 27	八王子市中央図書館協議会条例施行規則制定 八王子市中央図書館処務規則制定 事務局機構（2部7課1所18係） 図書館を事務局から除き教育機関とする	8. 7. 1 8. 9. 30 8. 10. 1	教育委員会事務局南大沢分室を設置 八王子市中央図書館協議会条例廃止 八王子市中央図書館協議会条例施行規則を八王子市図書館協議会規則に改称 八王子市中央図書館条例を八王子市図書館条例に改称
60. 6. 21	八王子市滝ガ原運動場条例を八王子市運動場条例に改称		八王子市中央図書館条例施行規則を八王子市図書館条例施行規則に改称
60. 8. 15	八王子市運動場条例施行規則制定		八王子市中央図書館処務規則を八王子市図書館処務規則に改称
60. 10. 1	下記規則を教育委員会規則から市規則に変更 八王子市奨学資金支給条例施行規則 八王子市奨学審議会規則 八王子市婦人センター条例施行規則 八王子市婦人センター運営委員会規則	8. 11. 1	八王子市南大沢公民館開館 八王子市南大沢図書館開館 八王子市白樺青少年の家条例廃止 八王子市白樺青少年の家条例施行規則廃止 八王子市白樺青少年の家閉館
61. 3. 31	八王子市社会教育委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例を八王子市社会教育委員の設置に関する条例に改称	9. 4. 1	八王子市川口公民館開館 八王子市川口図書館開館 八王子市立学校の学童擁護員制度を廃止
63. 12. 27	八王子市子ども科学館条例制定 八王子市子ども科学館条例施行規則制定 八王子市子ども科学館運営協議会規則制定 八王子市子ども科学館処務規則制定	9. 10. 10 10. 4. 1	八王子市上柚木公園陸上競技場開設 八王子市立学校適正配置等審議会条例制定 八王子市立学校適正配置等審議会条例施行規則制定
平成元 1. 26	改元に伴う関係規則の整理に関する規則制定	11. 4. 30 11. 7. 5	八王子市立学校事案決定規程制定 八王子市婦人センターを市長部局へ移管 八王子市婦人センター処務規則廃止
元. 1. 28	八王子市子ども科学館開館		教育委員会事務局八王子駅前分室設置
元. 12. 26	八王子市絹の道資料館条例制定	11. 10. 1	八王子市中央公民館開館（公民館移転及び名称変更） 八王子市公民館横山分館閉館（市民集会所へ） 八王子市生涯学習センター図書館開館
2. 2. 13	教育委員会事務局由木東分室設置		事務局機構（2部6課17係） 学校教育部の教職員課・教育研究所を改組し、指導室を設置 社会教育部社会教育課文化財係を廃止し、一部事務を除き郷土資料館へ統合 指導室－指導係、人事係、給与係 社会教育課－社会教育係、青少年係
2. 3. 1	八王子市絹の道資料館条例施行規則制定		八王子市市立学校教職員服務規程制定 八王子市教育委員会事務局分室設置等に関する規則廃止
2. 3. 4	八王子市絹の道資料館開館		八王子市教育委員会事務局分室長処理事項規程廃止
2. 7. 5	八王子市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定	12. 4. 1	八王子市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定 青年学級開設に関する規則廃止
2. 7. 9	事務局機構（2部7課1所17係） 施設課－施設係、営繕係 事業係、用地係を施設係に改組 体育課－施設係を運動施設係に改称 公民館－事業係、庶務係を廃止		八王子市上柚木公園野球場開設 八王子市立学校内余裕教室の試行開放を開始
2. 9. 1	恩方郷土学習室開設	12. 10. 1	学校インターンシップを実施
3. 3. 1	敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定	12. 10. 25	八王子市上柚木公園テニスコート開設
4. 3. 31	八王子市青少年育成指導員に関する規則廃止	13. 4. 1	事務局機構（2部5課1室2係） 施設課、学務課、保健給食課を廃止し、財務課、学事課を新設。体育課を除く事務局4課1室で主査制を導入
5. 7. 18	八王子市民体育館条例を八王子市体育館条例に改称 八王子市民体育館条例施行規則を八王子市体育館条例施行規則に改称 八王子市民体育館運営協議会規則を八王子市体育館運営協議会規則に改称 八王子市民体育館処務規則を八王子市体育館処務規則に改称	13. 6. 1 13. 7. 23	学校教育部 庶務課－庶務係、調査係を廃止 財務課 学事課
6. 4. 1	甲の原体育館開館		
6. 4. 1	都立八王子小児病院内に院内学級を開設		
6. 8. 1	八王子市社会教育委員の設置に関する条例施行規則制定		
7. 4. 1	八王子市立学校の警備に関する規程を廃止		
8. 4. 1	八王子市教育委員会請願処理規則制定 八王子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則制定		
8. 4. 30	恩方郷土学習室閉鎖		

年月日	事項	年月日	事項
	指導室－指導係、人事係、給与係を廃止	19. 2. 7	八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定
13. 12. 10	社会教育部	19. 7. 1	八王子市学習支援委員に関する規則制定
	社会教育課－社会教育係、青少年係を廃止	19. 3. 31	八王子市社会教育委員の設置に関する条例
14. 4. 1	八王子市教育委員会ホームページの開設		廃止
	八王子市姫木平少年自然の家条例を八王子市姫木平自然の家条例に改称	19. 4. 1	八王子市公民館条例廃止
14. 4. 3	八王子市教育委員会教育目標を全面改定		生涯学習関連の審議会等の統廃合を実施
14. 4. 17	相模原市との図書館相互利用開始		八王子市生涯学習審議会条例制定
14. 4. 21	滝ガ原運動場管理棟の竣工		八王子市スポーツ振興審議会条例制定
	ジュニアマイスタースクール(仮称)構造改革特区認定される		八王子市博物館協議会条例制定
15. 5. 1	クリエイトホール及び学園都市センターの通年開館		八王子市生涯学習センター条例改正
	八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則制定		八王子市図書館条例改正
15. 6. 1	八王子市教育委員会の権限委任に関する規則設定	19. 6. 30	八王子市こども科学館条例改正
	八王子市教育委員会教育長に対する事務委任規則廃止		八王子市郷土資料館条例改正
	八王子市教育委員会事案決定規定設定		八王子市体育館条例改正
15. 8. 11	八王子市立学校の通学区域に関する規則廃止	19. 6. 30	八王子市公民館条例施行規則廃止
15. 8. 18	八王子市教育センター処務規則、八王子市公民館処務規則、八王子市郷土資料館処務規則廃止		八王子市社会教育委員の設置に関する条例施行規則廃止
	事務局機構(2部1室7課)主査制		八王子市こども科学館運営協議会規則廃止
	学校教育部庶務課を教育総務課に、財務課を施設整備課に改称、教育センターを指導室に統合		八王子市図書館協議会規則廃止
	社会教育部を、生涯学習スポーツ部に改称、社会教育課を廃止し、生涯学習総務課を設置、一部事務を除く社会教育課と推進課の生涯学習担当を統合	19. 7. 1	八王子市体育館運営協議会規則廃止
	学習支援課を設置、生涯学習センター、中央、南大沢、川口公民館を統合		八王子市郷土資料館運営協議会規則廃止
	体育課をスポーツ振興課に改称	19. 7. 1	八王子市青少年委員に関する規則廃止
	市民体育館、甲の原体育館を体育館に統合		生涯学習センターの施設を統合
	社会教育課文化財担当と郷土資料館を統合し、文化財課を設置		生涯学習センター南大沢分館・生涯学習センター川口分館に改称
	中央、生涯学習センター、南大沢、川口各図書館を図書館に統合	19. 10. 28	八王子市生涯学習審議会、八王子市博物館協議会、スポーツ振興審議会、八王子市学習支援委員を設置
15. 9. 10	市立移動図書館車運行終了	20. 3. 23	町田市との図書館相互利用を開始
15. 10. 1	教育委員の市民公募制を導入	20. 4. 1	こども科学館のプラネタリウム機を更新
15. 11. 1	相模湖町・藤野町との図書館相互利用開始(両町はのちに相模原市と合併)		教頭を廃し副校長を設け、また、主幹教諭を設けた
16. 1. 13	高尾山学園プレ開校		京王線沿線7市(八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、多摩市、稲城市)で図書館相互利用開始
16. 4. 1	高尾山学園小学部・中学部開校		生涯学習センター南大沢分館・生涯学習センター川口分館の開館日の拡充
	緑が丘小学校開校	20. 8. 1	あきる野市との図書館相互利用開始
	松が谷小学校・三本松小学校の統合	21. 4. 1	八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正し、みなみ野小学校及びみなみ野中学校を小中一貫校、八王子市立みなみ野中学校として開校
17. 3. 31	八王子市陵南会館条例廃止	21. 4.	市立中学校において、「弁当併用デリバリーランチ方式」による中学校給食を開始
17. 4. 1	八王子市陵南会館条例施行規則廃止	22. 2. 24	八王子市教育振興基本計画「ゆめおり教育プラン」策定
	副校長制の呼称を設定し、八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正	22. 4. 1	事務局機構(2部8課)指導室を指導課に改称
17. 11. 28	地域安全指導員(スクールガードリーダー)の学校巡回を開始		八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正し、加住小学校及び加住中学校を小中一貫校、八王子市立加住小中学校として開校
18. 3. 25	富士森公園クーパー・フットボールパークをオープン(市民プール跡地の民設民営施設)	23. 4. 1	事務局機構(2部8課1室)生涯学習スポーツ部に国体推進室を設置
18. 7. 1	中央図書館北野分室開室		八王子市私立高等学校入学資金助成条例廃止
			八王子市立学校の管理運営に関する規則を

年 月 日	事 項	年 月 日	事 項
	改正し、館小学校及び館中学校を小中一貫校、八王子市立館小中学校として開校	28.11.1	事務局機構（3部1室13課5館） 国際スポーツ大会推進室を設置
24.4.1	戸吹最終処分跡地に戸吹スポーツ公園をオープン	29.4.1	いじめを許さないまち八王子条例制定 八王子市立小中学校に校務支援システム導入
	八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正し、第六小学校及び第三中学校を小中一貫校、八王子市立いづみの森小中学校として開校	29.6.30	事務局機構（3部13課5館） 国際スポーツ大会推進室を廃止
24.10.20	八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例制定	29.7.1	図書館部と中央大学研究推進支援本部が共同研究協定を締結し、共同研究を開始
	八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設開館	29.7.22	八王子市子ども科学館条例を改正し、料金等を改定
25.4.1	高尾山学園に公募による民間人校長が着任	29.10.18	八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針を策定
25.8.1	コニカミノルタサイエンスドーム（子ども科学館）の愛称を使用開始	29.11.1	八王子市立いづみの森小中学校への義務教育学校制度の導入を決定
25.8.26	事務局機構（3部1室12課5館） 学校教育部を4課体制から7課体制に、生涯学習スポーツ部を4課1室体制から国体推進室を時限の部として独立させ、5課1館体制に改める	29.11.22	東京八王子トレインズとの連携協力に関する協定を締結
	新たに図書館部を設置 統括指導主事を学校教育部に置くことに改める	30.2.28	国指定史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画書を策定
26.2.26	八王子市スポーツ推進計画を策定	30.3.22	第2次八王子市教育情報化推進プランを策定
26.3.20	八王子市いじめ防止基本方針を策定	30.6.1	八王子市中央図書館北野分室及びみなみ野分室を八王子市北野市民センター図書館及び由井市民センターみなみ野図書館に改称
26.3.31	事務局機構（3部12課5館） 国体推進室を廃止	30.8.8	八王子市立小・中学校における働き方改革推進プランを策定
26.10.1	エスフォルタアリーナ八王子（八王子市総合体育館）をオープン	30.9.20	八王子市教育委員会 市立学校に係る運動部活動の方針を策定
27.2.25	第2次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定	30.10.1	八王子市恩方市民センター図書館を開館
	国指定史跡八王子城跡保存管理計画を策定	31.2.27	八王子市第四次特別支援教育推進計画を策定
27.3.10	第3次読書のまち八王子推進計画を策定	31.3.1	八王子市運動場条例を改正し、料金を改定
27.3.23	独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と宇宙航空教育活動に関する協定を締結	31.4.1	学校運営協議会の八王子市立小・中学校全校設置に伴い八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を改正
27.3.26	八王子市教育情報化推進プランを策定	31.4.24	八王子市スポーツ推進計画改定版を策定
27.3.30	八王子市生涯学習プラン（平成27年度～平成31年度）を策定	令和元 7.1	八王子市石川市民センター図書館を開館
27.3.31	八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例廃止	2.1.16	スクールロイヤー制度を導入
	八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止	2.1.17	学校心理士スーパーバイザーを設置
	八王子市中田遺跡条例廃止	2.2.27	八王子市立学校に係る部活動の方針を策定
27.4.1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い教育委員会制度を刷新	2.3.1	東京フットボールセンター八王子富士森競技場（富士森公園陸上競技場）の愛称を使用開始
	八王子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定	2.3.3	八王子市生涯学習プラン（令和2年度～令和6年度）を策定
27.10.1	八王子市中央図書館みなみ野分室開室	2.3.4	第4次読書のまち八王子推進計画を策定
27.12.15	八王子市民体育館及び甲の原体育館を八王子市富士森体育館及び八王子市甲の原体育館に改称	2.3.14	第3次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定
28.1.4	事務局機構（3部13課5館） 学校教育部に学校複合施設整備課を設置 学校教育部を7課体制から8課体制に改める	2.4.1	学校施設整備担当部長を学校教育部に置くことに改める
28.6.1	ダイワハウススタジアム八王子（富士森公園野球場）の愛称を使用開始		八王子市立学校設置条例を改正し、第六小学校及び第三中学校を廃止、八王子市立いづみの森義務教育学校を開校 八王子市学校給食センター条例を制定し、八王子市学校給食センター南大沢及び八王子市学校給食センター元八王子を設置

## 教育委員会の機構





(令和2年(2020年)4月現在)

## 教育定例会開催状況（令和元年度（2019年度））

教育委員会開催回数 24回（定例会 21回 臨時会 3回）

### 事項別審議状況

		市議会提出議案の審議	規則等の制定・改正	各種委員の委嘱等	教育財産の用途廃止	事務局等職員人事	教職員人事	教育委員会表彰	その他	小計	審査請求	請願	協議事項	報告事項	合計
第1回	4/9	1		1		1	1		1	5			1	4	10
第2回	4/24	3	2	1					2	8			2	11	21
第3回	5/22	1	1				1	1		4				11	15
第4回	6/5	1	2	7						10				8	18
第5回	7/10						2		1	3				6	9
第6回	7/24	2							2	4			2	1	7
第7回	7/31									0			1		1
第8回	8/7	1					1		2	4			1	4	9
第9回	8/30									0			1	3	4
第10回	9/11									0			2	5	7
第11回	10/2	1					2			3				2	5
第12回	10/23	1		2		1				4			2	2	8
第13回	11/13	1					1	1		3				4	7
第14回	11/27								1	1			2	3	6
第15回	12/11	1	1				4		1	7				4	11
第1回臨時会	12/19								1	1					1
第16回	1/15	1								1				6	7
第17回	1/29	4	10						1	15			2	3	20
第18回	2/15		2				1	1	1	5			2	9	16
第19回	2/27		2	1		1	1		1	6			1	5	12
第2回臨時会	2/27								1	1					1
第20回	3/14						1		7	8		2	3		13
第21回	3/24	2	7					1	4	14				3	17
第3回臨時会	3/30								1	1					1
計		20	27	12	0	3	15	4	27	108	0	2	22	94	226

## 各種審議会等

令和2年（2020年）4月現在

名 称	目 的	委員数	委員の構成	任 期
奨学審議会	奨学生の選考その他奨学金支給事業の円滑かつ適正な運営。 (昭和60年9月30日 規則第34号)	13 〔13〕	市議会議員 7 市立中学校長又は義務教育学校長 1 都立高等学校長 1 私立高等学校長 1 商工業関連団体を代表する者 2 市内中学校又は義務教育学校（後期課程）の生徒の保護者 1	2
生涯学習審議会	教育委員会の諮問に応じ、生涯学習の振興に関する計画の立案、生涯学習施策・事業の評価等について調査・審議し、意見を述べる。 (平成19年3月28日 条例第32号)	13 〔16 以内〕	学校教育及び社会教育関係者 8 学識経験者 3 公募による市民 2	3
学習支援委員	生涯学習活動の支援及び相談、学習情報の収集及び提供、生涯学習関係団体の連携等により市民の生涯学習の振興を図る。 (平成19年2月22日 教育委員会規則第4号)	15 〔24 以内〕	公募による市民 15	3
スポーツ推進審議会	教育委員会の諮問に応じ、スポーツ施設及び設備に関して、また指導者の養成・団体の育成等に関して調査審議し、建議する。 (平成19年3月28日 条例第34号)	14 〔15 以内〕	市内スポーツ関係者 7 障害者スポーツ関係者 1 学校体育関係者 2 上記以外の学識経験者 2 公募による市民 2	3
スポーツ推進委員	市民のスポーツの推進に関し、スポーツに対する市民の関心及び理解を深め、スポーツの実技の指導及び助言を行う。また、総合型地域スポーツクラブ等、市民のスポーツ推進のための組織の育成、学校等の教育機関の行うスポーツに関する行事及び事業に協力する。 (平成26年4月23日 教育委員会規則第6号)	41 〔49 以内〕	市内23地区から推薦 39 公募による市民 2	3
文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。 (昭和52年3月15日 条例第6号)	14 〔14 以内〕	文化財に関し広くかつ高い識見を有する者	3



名 称	目 的	委員数	委員の構成	任 期
博 物 館 協 議 会	八王子市こども科学館及び八王子市郷土資料館の管理運営並びに博物館その他これに類する施設の事業の振興に関して調査協議し、教育委員会に意見を述べる。 (平成19年3月28日 条例第33号)	10 (10 以内)	学識経験者 6 公募による市民 4	3
八王子市教育委員会 いじめ問題 対 策 委 員 会	教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、教育委員会に意見を述べる。 (平成29年3月28日 条例第13号)	14 (16 以内)	学識経験者 1 法律に関わる専門家 1 医療に関わる専門家 1 福祉に関わる専門家 2 心理に関わる専門家 1 警察関係者 1 地域関係者 3 保護者代表 2 学校関係者 2	2

※ [ ] は定数

# 教育委員会の職員数

令和2年（2020年）5月1日現在

	職 員 数														内 訳													
	行 政 職							技 能 労 務 職								行 政 職					技 能 労 務 職							
	部 長・参 事	課 長・担 当課長	専 門 幹	課 長補佐	主 査	副 主査	主 任	課 員	小 計	指 導主事	業 務副主査	業 務主任	課 員			小 計		一 般行政 職	一 般行政 職(再 任用)	一 般行政 職(任 期付短 時間)	土 木作 業	営 繕作 業	清 掃作 業	給 食調 理				学 校用 務
学校教育 部		3						3					0	3	3										3			
	教育総務課		1		3	4	9	17					0	17	17										17	3		
	学校教育政策課		1		2	3	1	7					0	7	6	1									7			
	学校複合施設整備課		1		1	1		3					0	3	3										3			
	施設管理課		1	1	4	10	8	24					0	24	23	1									24	1		
	保健給食課		1	2	4	18	4	29					0	29	24	4	1								29			
	保健給食課付											3	3	3								3			3			
	教育支援課		1	2	4	6	5	18					0	18	17	1									18	39		
	指導課		1	2	2	5	5	15	13				0	28	26	2									28	38		
	教職員課		1	2	3	10	7	23					0	23	22	1									23	99		
	学校給食施設整備担当		1					1					0	1	1										1			
	学校教育部付(営繕担当)				1			1				3	3	4	1					1				2	4			
	学校教育部付(校務支援担当)						7	7					0	7	6	1									7			
部 計	3	9	0	9	24	0	64	39	148	13	0	6	0	167	149	9	3	0	0	1	0	3	0	2	167	180		
生涯学 習スポ ーツ部		1					1					0	1	1										1				
	生涯学習政策課		1		3	4	3	11				0	11	10	1									11	3			
	スポーツ振興課		1	1	1	4	2	9					0	9	9									9	2			
	スポーツ施設管理課		1	1	2	9	2	15			4	4	19	14	1			2		1			1	19	6			
	学習支援課		1		5	6	3	15					0	15	14	1								15	22			
	文化財課			4	1	6	12	23					0	23	12	1	10							23	6			
	こども科学館		1	1	2	4		8					0	8	6	2								8	3			
歴史文化構想担当		1					1					0	1	1									1					
部 計	1	6	0	7	14	0	33	22	83	0	0	4	4	87	67	5	11	0	2	0	1	0	0	1	87	42		
図書 館部		1					1					0	1	1										1				
	中央図書館			1	4	12	3	20				0	20	15	4	1								20	44			
	生涯学習センター図書館		1		3	7	2	13				0	13	12	1									13	20			
	南大沢図書館		1		2	4		7				0	7	7										7	12			
	川口図書館		1		2	2	1	6				0	6	6										6	5			
部 計	1	3	0	1	11	0	25	6	47	0	0	0	0	47	41	5	1	0	0	0	0	0	0	47	81			
小 学 校				9	37	17	63				84	84	147	53	10						30	24	30	147				
中 学 校				2	3		5				27	27	32	2	3							17	10	32				
義務教育学校					3		3				1	1	4	1	2							1		4				
合 計	5	18	0	17	60	0	165	84	349	13	0	122	0	484	313	34	15	0	2	1	1	33	42	43	484	303		

※ 市長部局との併任も含む。  
 ※ 指導主事13名の内、7名は市費負担職員（統括指導主事2名、固有指導主事5名）  
 ※ 学校職員は都費負担職員を除く。  
 ※ この表は、実際の配置ではなく、所属による区分で集計